



# 改正実用新案制度の概要

平成17年4月1日に施行される改正実用新案法により、実用新案制度の魅力が以下のとおり大幅に向上了します。

1. 実用新案権の存続期間の延長
2. 実用新案登録料の低減
3. 実用新案権の訂正の許容範囲の拡大
4. 実用新案権に基づく特許出願の可能化

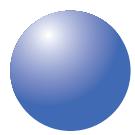
また、実用新案技術評価書についても、所要の改善が図られました。

このことにより、模倣品対策等、早期権利設定が必要なケースについて、より有効に機能することが期待されますので、特許制度とともに改正実用新案制度をご利用下さい。

**特許庁**



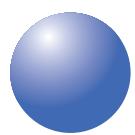
**実用新案権の存続期間が、これまでの「出願から6年」から「出願から10年」に延長されます。**



**実用新案権の登録料が下記のとおり変更され、1～6年までの登録料が引き下げられます。**

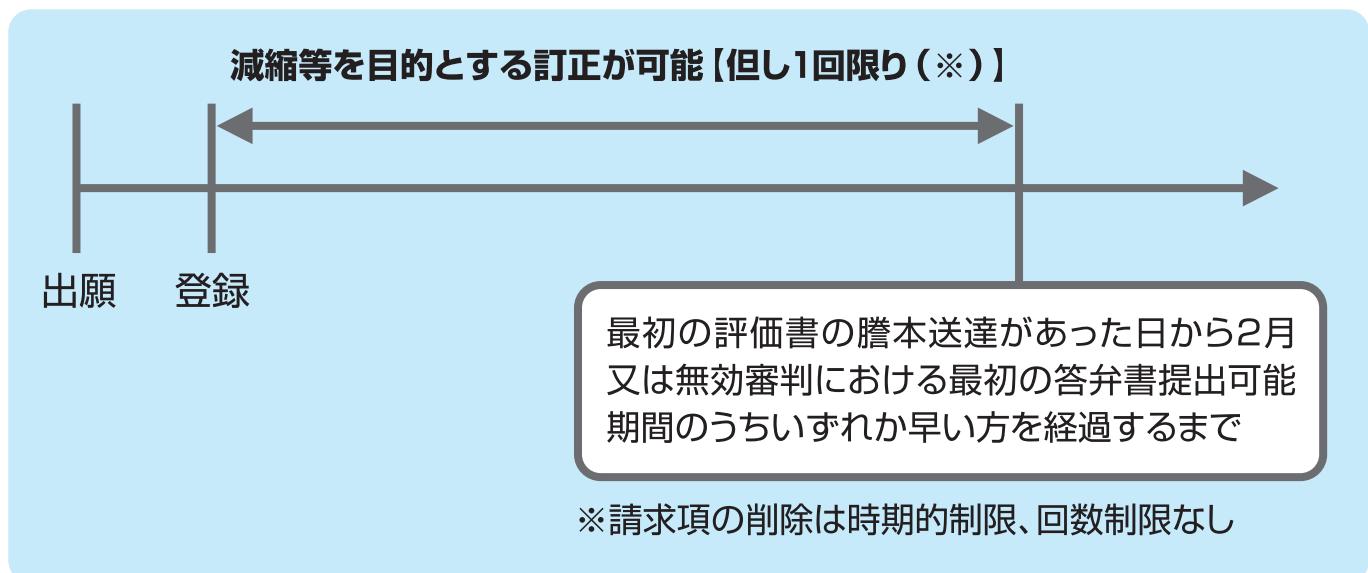
#### 実用新案登録料

	改 正 前		改 正 後	
	基本部分	請求項毎	基本部分	請求項毎
1～3年目の各年	7,600円	700円	2,100円	100円
4～6年目の各年	15,100円	1,400円	6,100円	300円
7～10年目の各年			18,100円	900円



**実用新案権の訂正が行いやすくなります。**

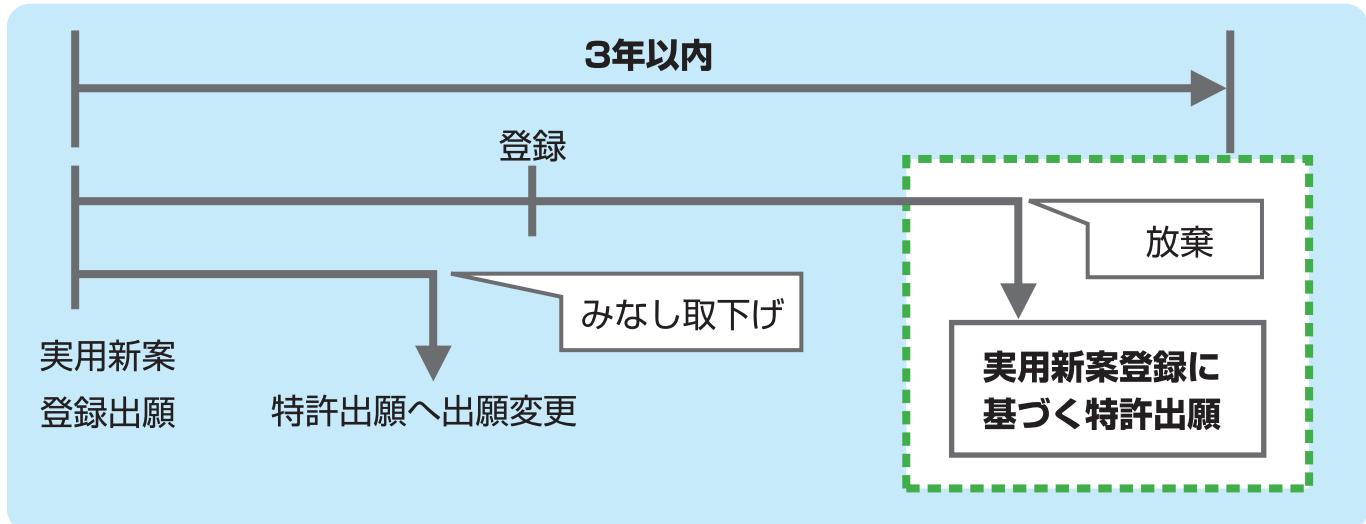
実用新案権の訂正については、これまで請求項の削除のみが認められていましたが、今般の改正により、①実用新案登録請求の範囲の減縮、②誤記の訂正、③明りょうでない記載の説明を目的とする訂正を一回に限り行えるようになります。



これにより、権利者が自ら実用新案技術評価書の評価結果を吟味して、実用新案権に、無効理由が含まれていると判断した場合等に、実用新案登録請求の範囲の減縮等の訂正を行つて、訂正後の実用新案権について、再度、実用新案技術評価書を取得することが可能になります。

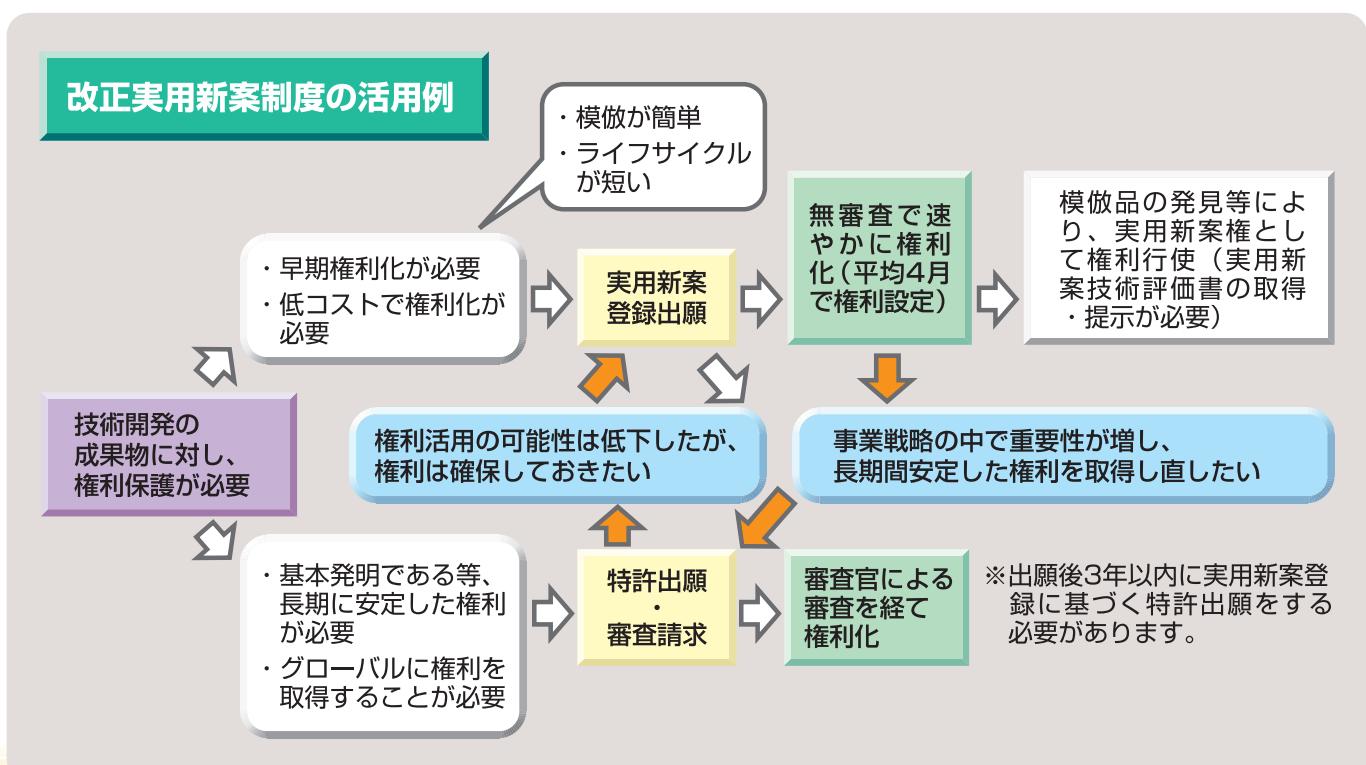


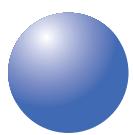
実用新案権として設定登録された後も、実用新案登録出願から3年以内であれば、実用新案登録に基づいて特許出願を行うことが可能となります。



※1 出願人又は実用新案権者による評価請求があった場合、また、他人による評価請求があり、他人から評価請求があった旨の最初の通知から30日を経過したあとは実用新案登録に基づく特許出願を行うことはできません。また、実用新案登録に無効審判請求があつた場合、最初の答弁書提出可能期間を経過したあとも実用新案登録に基づく特許出願を行うことはできません。

※2 実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にある場合、新たな特許出願は、もとの実用新案登録出願の出願時に出願されたものと扱われます。





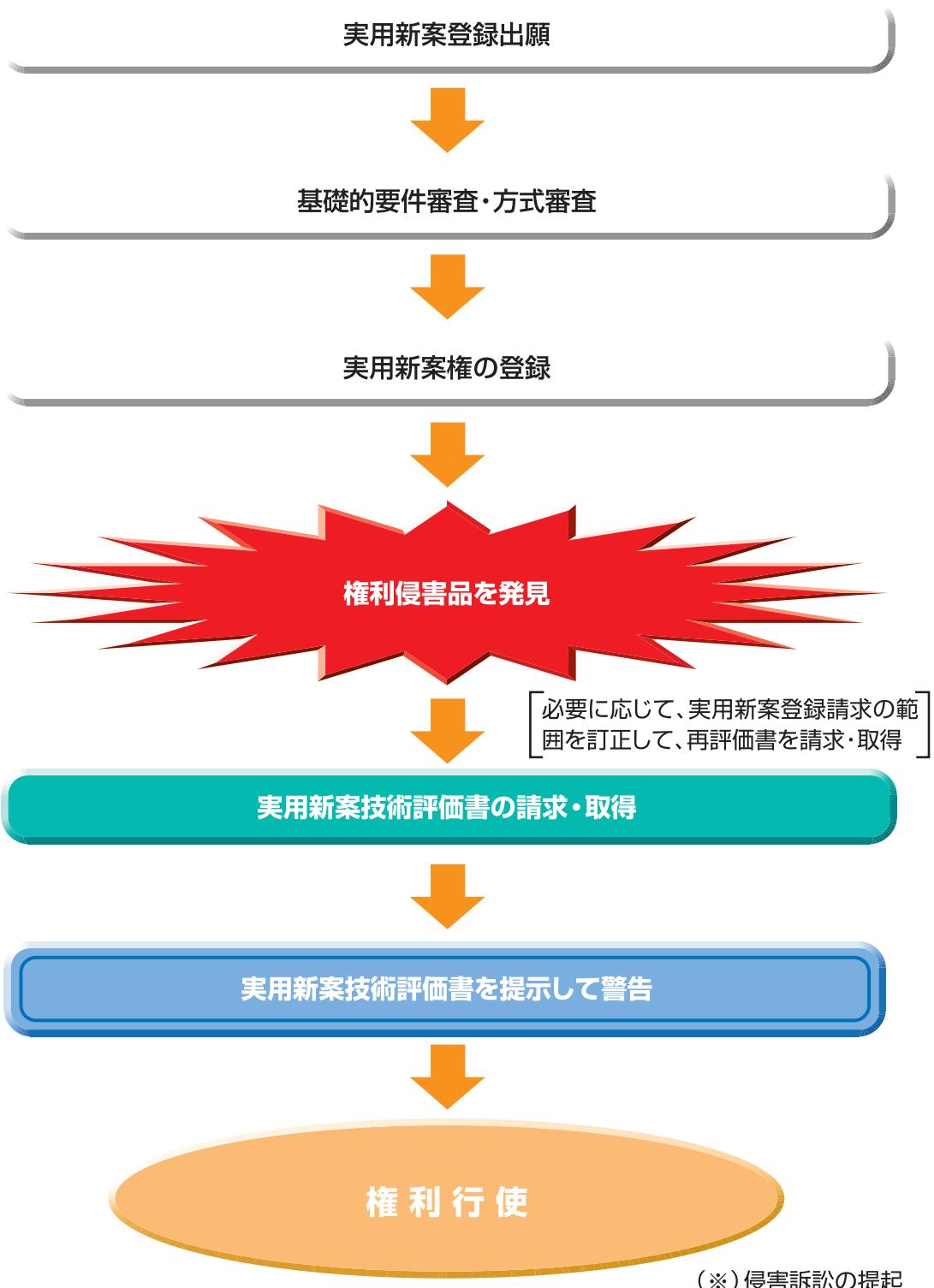
# 実用新案技術評価書がより分かり易くなりました。 (平成16年7月28日より実施)

実用新案技術評価書は、権利の有効性を判断する材料として、審査官が出願された考案の先行技術文献に基づいた新規性、進歩性などに関する評価を行い、請求した方に通知するものです。平成16年7月28日より、新規性等が欠如しているという評価をする際に、そのように評価した理由の説明を記載すること等により、実用新案技術評価書をより分かり易いものとしました。

## ●典型的な記載例 ([http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t\\_tokkyo/shinsa/jituyoushinan\\_kaitei.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shinsa/jituyoushinan_kaitei.htm)参照)

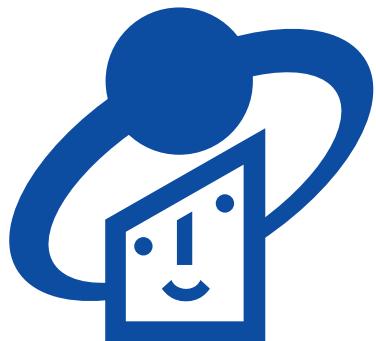
実用新案法第12条の規定に基づく実用新案技術評価書	
1. 登録番号	3012345
2. 出願番号	実願2004-092345
3. 出願日	平成16年5月1日
4. 優先日／現出願日	
5. 考案の名称	寝具付きぬいぐるみ (以下1頁省略)
<hr/> <hr/>	
12.評価	
・請求項	1及び2
・評価	1
・引用文献等	1
・評価についての説明	<p>【評価1】この請求項に係る考案は、 引用文献の記載からみて、新規性がな い(実用新案法第3条第1項第3号)。</p> <p>引用文献1の第3頁右下欄第2～5行目には、「本願発明は…特に、子供用の玩具に変形可能で、その際には寝袋の本体が玩具の詰め物となる様に構成された子供用の寝袋に関するものである。」と記載されている。</p> <p>引用文献1に記載されたものにおける「寝袋」は、本願の請求項1及び2に係る考案における「寝具」に相当する。また、引用文献1の図1には、玩具として犬の形状のものが示されており、引用文献1に記載されたものにおける「玩具」は、本願の請求項1及び2に係る考案の「ぬいぐるみ」に相当する。</p> <p>したがって、引用文献1には、「寝具とぬいぐるみを一体化したもの」及び「寝具とぬいぐるみを一体化したものにおいて、寝具をぬいぐるみの中に収容できるように構成したもの」が記載されている。</p>
・請求項	3
・評価	2
・引用文献等	1及び2
・評価についての説明	<p>【評価2】この請求項に係る考案は、 引用文献の記載からみて、進歩性がな い(実用新案法第3条第2項)。</p> <p>引用文献1に記載された考案の認定については、請求項1及び2の評価についての説明のとおりである。</p> <p>引用文献2の第12図には、寝具等を収納する袋において開口部をファスナーで開閉するものが記載されている。</p> <p>引用文献1に記載されたものにおけるボタンと、引用文献2に記載されたものにおけるファスナーとは、同様の機能を有するものである。したがって、引用文献1に記載されたものにおいて、そのボタンをファスナーに置換することは当業者がきわめて容易に想到し得たことである。</p>
・請求項	4
・評価	6
・引用文献等	1、2及び3(一般的技術水準を示す参考文献)
<p>今回の改正により、 評価の結果がより詳細 に説明されることにな りました!</p>	
<p>今回の改正により、 評価の結果がより詳細 に説明されることにな りました!</p>	
<h3>引用文献等一覧</h3>	
1. 特開昭59-54321号公報	
2. ○○○○編「生活百科(収納編)」(平成3年5月6日発行)○○社	
3. 特開昭59-23456号公報	

## 実用新案権の取得、権利行使までのフロー



注)実用新案権の権利行使にあたっては、特許庁が作成する実用新案技術評価書が必要です。

実用新案権に基づき侵害訴訟提起など権利行使する場合は、特許庁が作成する実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、侵害者等に対して権利行使することができませんのでご注意ください。



問い合わせ先 電話(代表)03-3581-1101

- 改正実用新案法に関すること  
総務課 制度改正審議室 (内線2118)
- 技術評価書の運用に関すること  
調整課 審査基準室 (内線3112)
- 実用新案権等に関する一般的相談  
独立法人工業所有権情報・研修館 相談部 (内線2121~23)